

行政通知の読み方・使い方

政務活動費に係る対応について

（平成28年9月30日総行第198号、総行経第22号、各都道府県知事、各都道府県議会議員、各指定都市市長、各指定都市議会議員宛 総務省自治行政局長通知）

解説・手塚 聡（総務省自治行政局行政課行政第四係長）

1 背景

政務活動費は、平成12年に全国都道府県議会議長会などの要請を受け、議員立法により「政務調査費」として創設され、平成24年に議員修正により、「政務活動費」として、その充当可能範囲が拡大されるなど、議員又は会派が住民意思を踏まえた活動を展開する上で必要なものとして制度構築が図られてきた。

政務活動費に関する条例については、平成28年4月1日現在、都道府県については全47団体が、市区町村については912団体が、それぞれ条例を制定している状況となっており、その交付の対象、額及び交付の方法、並

びに対象経費の範囲については、各地方公共団体の条例に定めることとなっている。

「政務活動費に係る対応について」の通知については、昨年夏以降、政務活動費を巡る不正受給事案等が相次いで明らかとなったことから、その適正な取扱いについて更なる取組を要請すること等を目的として、平成28年9月30日付けで、総務省自治行政局長通知（以下「本通知」という。）が出されたところである。本通知を解説する上で、政務活動費に係る改正経緯等、その制度趣旨を踏まえる必要があることから、以前の政務調査費の創設経緯から順に解説することとしたい。

① 政務調査費

政務調査費は、平成12年の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行により、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中、その議会が担う役割はますます重要なものとなってきているという認識の下、同年の地方自治法改正（議員立法）により創設されたものである。

地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であることから、地方議員の調査活動基盤の充実に図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて情報公開を促進する観点から、その用途の透明性を確保することとした。

具体的には、地方議会の調査権等を定める地方自治法第100条において、次の内容を定める項を追加したものである。

この連載では、自治体法務に関わる行政通知を取り上げ、通知の発出元に、発出の背景や読み方、使い方などを解説していただきます。

① 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができるものとする。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならないものとする。

② また、政務調査費の交付を受けた議会における会派又は議員は条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議会の議長に提出するものとする。

なお、この政務調査費の法制化については、かねてより全国都道府県議会議長会や全国市議会議長会から強い要望が出されていたものである。

【参考】

○全国都道府県議会議長会

・「地方分権の推進と議員の活動基盤の強化に関する決議」（平成11年10月）

「地方議会の権限強化と制度の充実を図り、都道府県政調査交付金の法的位置づけを明確にする……よう、地方自治法を改正すること。」

・「議員の活動基盤の強化に関する要望」

（平成11年11月）

「議会の活性化を図るためには会派の活動を一層充実強化することが必要であり、都道府県政調査交付金の支給根拠について、一般的な団体補助金と同列に置くのではなく、その位置付けを明確にすること。」

○全国市議会議長会

・「要望書」（平成11年11月）

「地方議会議員の政策立案・調査研究に資するため、政務調査交付金の支出について法的根拠を設けること。」

(2) 政務活動費

政務活動費は、平成22年1月に総務省に設置された地方行政検討会議及び平成23年8月に発足した第30次地方制度調査会での審議を経て、平成24年の第180回国会に提出された「地方自治法の一部を改正する法律案」の審議過程において、議員修正により追加されたものであり、改正内容は次のとおりである。

① 政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとする。

② 議長は、政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めることとする。

本改正は、三議長会（全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会）の要望を踏まえた議員修正によるものであるが、政務調査費の名称を「政務活動費」に改め、交付目的に「その他の活動」を加えて「議員の調査研究その他の活動に資するため」とし、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めるとともに、議長に政務活動費についての用途の透明性の確保の努力義務を課したものである。

国会審議を通じて明らかにされたこととしては、本改正により、例えば、従来、調査研究の活動と認められていなかったいわゆる議員としての補助金の要請あるいは陳情活動等のための旅費、交通費、会派単位の会議に要する経費のうち調査研究活動と認められていなかったもの等についても、条例で対象とすることができるようになると説明されている。

一方、あくまで議会の議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部を交付するものであるため、議会の議員としての活動に含まれない政党活動、選挙活動、後援会活動それから私人としての活動のための経費などは条例によっても対象とすることができないとされている。

また、本会議や委員会への出席、議員派遣等の議会活動は、従来どおり、費用弁償の対象となるため、政務活動費の対象とはならないとされている。

さらに、現行の収支報告書の提出に加えて、「議長は議員活動費の使途の透明性の確保に努める」とこととされ、衆参の付帯決議においても「その運用につき国民の批判を招くことのないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、使途の透明性の向上が図られるよう、特段の配慮を行うこと」とされたところである。

【参考】

○全国都道府県議会議長会

・「議会機能の充実強化を求める緊急要請」(平成22年1月21日)

議会機能の充実強化及び地方議会議員の責務の明確化に伴い、議員又は会派が住民意思を踏まえた活動を展開する上で必要な制度として、現在法文上調査研究活動に特化されている政務調査費制度を見直し、政策立案、議員活動の説明等に加え、幅広い議員活動又は会派活動に充てることができることを明確にするよう法律改正を行うこと。

2 通知の内容について

政務活動費は、前述のとおり、その交付の対象、額及び交付の方法、並びに対象経費の範囲については、各地方公共団体の条例に定めることとなっている。

また、議長に政務活動費の使途の透明性の確保の努力義務が課されているところであり、各地方公共団体において、収支報告書のほか、全ての領収書及び会計帳簿等の添付の義務付け、関係書類のホームページへの掲載及び議会図書館等での公開、第三者機関による収支報告書のチェック等、様々な方法により、その使途の透明性の確保に努めているところである。

しかしながら、今般、政務活動費の不正受給事案が相次いで明らかとなり、多数の議員が辞職する事態となったこと

・政務活動費の不正受給に関連して、情報公開の開示請求者の個人情報について、事務局職員が第三者に提供している実態が相次いで判明したこと

等を踏まえ、この問題の適正化に向けて早急に対応する必要があるとの総務大臣の判断から、平成28年9月30日に、各都道府県知事・

議長、各指定都市市長・議長宛、本通知を发出したところであり、内容については次のとおりである。

① 政務活動費の制度趣旨を踏まえ、その適正な取扱いについて更なる取組を要請したこと

② 開示請求者に関する個人情報等の取扱いを含めた情報公開制度の運用に当たり、情報公開条例、個人情報保護条例等関係法令の規定に則って、適正な取扱いを徹底するよう要請したこと

なお、前記の「情報公開条例、個人情報保護条例等関係法令の規定」については、各地方公共団体においてそれぞれ定められている条例等の規定を適切に運用していただくものであるが、参考となる法律の規定としては、次の規定等が挙げられる。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)

(目的)

第1条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすると

ともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

（地方公共団体の情報公開）

第25条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に關し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）

（利用及び提供の制限）

第8条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2～4（略）

○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体等が保有する個人情報の

保護）

第11条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

2（略）

3 おわりに

政務活動費制度は、調査研究活動を通じた議会審議の充実等はもちろんのこと、各種の党派・議員としての活動の充実に資することで、地方議会の機能強化や地方議会に対する住民の信頼の確保につながる大切な役割を果たし得る制度であると考えられる。

その一方で、適正な運用を確保することができなければ、住民の地方議会に対する信頼に与える影響は極めて大きいことから、各地方公共団体において、住民に信頼される制度・運用となるよう、政務活動費制度及び情報公開制度の適正な取扱いについて、更なる努力が期待される。

通知

政務活動費に係る対応について

（平成28年9月30日総行第198号、総行第22号、各都道府県知事、各都道府県議会議長、各指定都市市長、各指定都市議会議長宛、総務省自治行政局長通知）

政務活動費については、その制度制定の経緯並びに「地方自治法の一部を改正する法律の施行について」（平成12年5月31日付け自治行第32号自治省行政局行政課長通知）及び「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について」（平成24年9月5日付け総行第118号・総行市第134号総務大臣通知）の趣旨を十分踏まえて、その用途の透明性の確保をはじめとする適正な制度運用に努めてこられたものと考えますが、今般、政務活動費の不正受給事案が相次いで明らかとなる事態となっています。

政務活動費は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項の規定により、その交付の対象、額、交付方法及びその充当できる経費の範囲を条例で定めることとされており、また、同条第16項の規定では、議長に用途の透明性の確保に関する努力が明記されるなど、住民への説明責任の徹底や用途の透明性の向上を図るための不断の取組が議会に求められています。各議会におかれては、こうした制度趣旨を踏まえ、政務活動費の適正

な取扱いについて、更なる取組をお願いいたします。

また、政務活動費の不正受給に関連して、情報公開制度における開示請求者に関する個人情報等について、みだりに第三者に提供する不適切な運用と考えられる事案が相次いで判明している状況にあります。

開示請求者の情報が公になれば、開示請求の萎縮や情報公開制度への信頼性の低下につながるおそれもあることから、情報公開制度の適正な運用確保のため、開示請求者の個人情報等は当該情報を知る必要のない者にまで情報提供、共有することがないよう、留意する必要があります。また、個人情報保護の観点からも、開示請求者の個人情報の適正な管理が要請されています。

改めて、これら開示請求者に関する個人情報等の取扱いを含めた情報公開制度の運用にあたり、情報公開条例、個人情報保護条例等関係法令の規定に則って、適切な取扱いを徹底されますようお願いいたします。

各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本通知の周知をよろしく願います。

なお、地域の元氣創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

参考

地方自治法の一部を改正する法律の施行について（通知）

（平成12年5月31日自治行第31号、各都道府県知事宛 自治事務次官通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成12年法律第89号。以下「改正法」という。）が、平成12年5月24日に成立し、同年5月31日公布されました。

今回の改正は、地方分権の進展に対応した普通地方公共団体の議会（以下「議会」という。）の活性化に資するという観点から、（中略）議会における会派又は議員に対し、条例により政務調査費を交付することができること（中略）するなどの措置を講じるものであり、衆議院地方行政委員会委員長の提案により成立したものです。

改正法は、公布の日から施行されることとなりますが、条例による政務調査費の交付に関する事項にあつては、平成13年4月1日か

ら施行することとされています。

つきましては、改正内容は下記のとおりです。その取扱いに遺漏のないよう配慮されるときに、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知願います。

記

1（略）

2 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができるものとする。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならないものとする。

また、政務調査費の交付を受けた議会における会派又は議員は条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議会の議長に提出するものとする。（第100条関係）

3（略）

地方自治法の一部を改正する法律の施行について（通知）

平成12年5月31日自治令第32号、各都道府県総務部長、各都道府県議会事務局長宛
自治省行政局行政課長通知

平成12年5月31日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（平成12年法律第89号）の施行については、平成12年5月31日付け自治令第31号により自治事務次官から通知されたところですが、下記の施行又は運用上の留意事項について遺漏のないよう配慮されるとともに、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知願います。

記

1（略）

2 条例による政務調査費の交付に関する事項

（1）今回の政務調査費の法制化では、政務調査費を交付するか否かは各団体の判断に委ねられたところであるが、その制度化にあたっては、各団体における議員の調査研究活動の実態や議会運営の方法等を勘案の上、政務調査費の交付の必要性やその交付対象について十分検討されたいこと。

（2）政務調査費については、情報公開を

促進し、その使途の透明性を確保することも重要であるとされていることから、

条例の制定にあたっては、例えば、政務調査費に係る収入及び支出の報告書等の書類を情報公開や閲覧の対象とすることを検討するなど透明性の確保に十分意を用いること。

（3）政務調査費の額を条例で定めるにあたっては、例えば、昭和39年5月28日付け自治給第208号自治事務次官通知（特別職の報酬等について）にいう特別職報酬等審議会等の第三者機関の意見をあらかじめ聞くなど、住民の批判を招くことがないよう配慮すること。

（4）従来、都道府県等において政務調査費と同様の趣旨で支給されていた「県政調査費」等のいわゆる会派交付金については、平成13年4月1日の施行日以降、条例の根拠が必要となること。

3（略）

地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）

平成24年9月5日総行第118号、総行市第134号、各都道府県知事、各都道府県議会議長宛 総務大臣通知

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号。以下「改正法」という。）は、平成24年9月5日に公布され、下記第6に掲げる日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるところに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市町村長及び市町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

（中略）

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であること申し添えます。

記

第1 議会制度の見直しに関する事項

1～4（略）

5 政務活動費

（1）政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付の目的を「議会の議員の調査研究を

の他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲について、条例で定めなければならないものとされたこと。(法第100条第14項関係)

(2) 議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとされたこと。(法第100条第16項関係)

本改正の趣旨を踏まえ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定める際には住民の理解が十分得られるよう配慮するとともに、政務活動費の使途の適正性を確保するためにその透明性を高めることなどにより、適切に運用されたいこと。

第2～7(略)

●第46号(2016年8月発売) 定価(本体1,150円+税)

・特集 インバウンド観光と自治体の役割

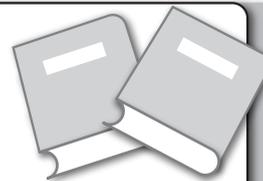
インバウンド観光による地域活性化
「明日の日本を支える観光ビジョン」について
近年急増するクルーズ船に対する受入れの更なる拡充について
インバウンド観光客の受入環境整備
佐賀県 フィルムコミッションを活用したタイからの誘客について
稲敷市、牛久市、阿見町、美浦村、神崎町 なりたちばらき高速バス(圏央道北東エリア高速バス)の取組
大田区国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例
北海道知床世界自然遺産条例

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

青少年愛護条例の一部改正
柏市振り込め詐欺等被害防止等条例

・トピックス

第6次地方分権一括法の解説
行政機関個人情報保護法等改正法の概要



商品に関するご照会・お申込は、

株式会社 ぎょうせい

フリーコール(通話料無料)
受付時間: 月～金 9時から17時

TEL: 0120-953-431
FAX: 0120-953-495

Web
サイト

URL: <https://gyosei.jp>